

平成30年 第1回

可茂衛生施設利用組合議会

定例会会議録

平成30年3月6日

◇議事日程

日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4	選挙第 1号	副管理者選挙
日程第 5	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 6	議案第 1号	平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算 (第 3号) について
日程第 7	議案第 2号	平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について
日程第 8	議案第 3号	平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について
日程第 9	議案第 4号	可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第 5号	可茂衛生施設利用組合情報公開条例の制定について
日程第11	議案第 6号	可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例の制定について
日程第12	議案第 7号	可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
日程第13	議案第 8号	可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第 9号	可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第10号	財産の取得について

◇議員定数 20名

◇出席議員 (20名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	大 畑 英 樹 君	2 番	渡 邊 益 巳 君
3 番	高 木 伸 二 君	4 番	川 上 文 浩 君
5 番	南 山 宗 之 君	6 番	永 松 英 三 君
7 番	板 津 德 次 君	8 番	佐 曾 利 敏 君
9 番	佐 藤 光 宏 君	10番	平 岡 正 男 君
11番	井 戸 敬 二 君	12番	加 納 福 明 君
13番	金 子 政 則 君	14番	館 林 久 宜 君
15番	横 家 敏 昭 君	16番	細 江 茂 樹 君
17番	今 井 俊 郎 君	18番	服 田 順 次 君
19番	渡 邊 公 夫 君	20番	山 田 儀 雄 君

◇説明のため出席した者

管理者	富 田 成 輝 君	副管理者	伊 藤 誠 一 君 裏面つづく
事務局長	山 本 和 美 君	総務課長	高 木 秀 康 君

経営管理課長 若井 学 君

業務課長 栗畑 和重 君

◇職務のため出席した事務局職員

総務係長兼財務係長 永田 匠

書記

金子 法雄

【開会宣言】 午後 2 時 30 分

○議長（佐曾利 敏 君）

ただ今より、平成 30 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開会いたします。
ただ今の出席議員数は、地方自治法の規定による定足数に達しており、本議会は成立しております。日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

本日、ここに平成 30 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、平素から本組合事業の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げ、ご審議をお願いいたします案件は、「専決処分の承認」、
「平成 29 年度一般会計補正予算」をはじめとした、計 11 件でございます。各議案の詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐曾利 敏 君）

それではこれより、お手元に配付の議事日程に従いまして、本日の議事を進めさせていただきます。

【議席の指定】

○議長（佐曾利 敏 君）

日程第1「議席の指定」を行います。議席の指定につきましては、会議規則第4条の規定により、私から、1番「伊藤 誠一 君」を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、6番議員「永松 英三 君」、7番議員「板津 徳次 君」のご両名を指名いたします。

【会期の決定】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第3「会期の決定」を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。従って、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【選挙第1号】

○議長（佐曾利 敏 君）

選挙第1号「副管理者選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。それでは、本組合の副管理者に、1番議員「伊藤 誠一 君」を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、指名いたしました「伊藤 誠一 君」を本組合副管理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、「伊藤 誠一 君」を本組合副管理者の当選人と決しました。

ただ今、副管理者に当選されました「伊藤 誠一 君」が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。また、本組合の副管理者に美濃加茂市長「伊藤 誠一 君」が就任されましたので、組合規約第5条第2項の規定により、美濃加茂市市民協働部長「大畑 英樹 君」が本組合議会の議員となりました。議席番号は1番といたします。

[議席の交代]

○議長（佐曾利 敏 君）

それでは、副管理者に就任されました「伊藤 誠一 君」から就任のご挨拶をいただきます。

○副管理者（伊藤 誠一 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

副管理者「伊藤 誠一 君」。

○副管理者（伊藤 誠一 君）

ただ今は、可茂衛生施設利用組合の副管理者という大役を仰せつかりまして、大変光栄に存じますとともに、責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。議員の皆様方のご協力を賜りながら、管理者の富田市長と共に、管内住民の住み良い環境づくりと、適正な組合事業の推進を目指し、最善の努力を傾注して取り組んでゆく所存でございます。

皆様方の格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げ、はなはだ簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

【承認第1号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」説明します。資料1をお願いし

ます。平成 29 年度組合一般会計補正予算（第 2 号）を専決処分したので、それを報告し、承認を求めるものでございます。1 ページをお願いします。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出 2,000,000 円を追加して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,375,832,000 円としたものでございます。これにつきましては、平成 30 年 1 月 11 日に、わくわく体験館 2 階 女性用浴室から漏水があり、1 階の一部施設、和室になりますが、これと女性用浴室を閉鎖するという事態が発生いたしまして、緊急対応工事を現在も実施しております。組合予算につきましては、構成市町村分担金の分担割合が「目」ごとに異なるため、予算流用ではなく財政調整基金を繰入するという事で、1 月 15 日付けで専決処分させていただきました。資料の一番後ろ、4 ページにありますとおり、歳入は財政調整基金をから繰入しまして、歳出は目 5 研修館管理費の工事請負費に計上するものでございます。補修工事は現在も行っておりまして、3 月下旬に完了する予定でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。これより、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに決しました。

【議案第1号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第6 議案第1号「平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案第1号「平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第3号）について」説明します。資料2をお願いいたします。新火葬場整備運営事業に関しまして、事業を実施しますPFI可茂サービス株式会社と事業実施のための融資をします金融機関との間で締結する各種契約事務が予定より遅れているため、当該金融機関と組合との間で締結する直接協定に先立ちまして実施する新火葬場整備運営事業直接協定支援業務、コンサルタントに法的なアドバイスをいただくものでございますが、この委託契約期間を延長する必要があるため、繰越明許費を補正するものです。資料一番後ろになりますが、2ページをお願いいたします。第1表 繰越明許費 新火葬場整備運営事業直接協定支援業務5,724,000円をお願いするものでございます。期間的には半年間延長するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。これより、議案第1号「平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号「平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決しました。

【議案第2号】 【議案第3号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第7 議案第2号「平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について」及び日程第8 議案第3号「平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について」の議案2件を一括議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

平成30年度 可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について説明いたします。お手元の資料3の1ページをお願いいたします。平成30年度をお願いいたします分担金の金額につきましては、（1）一般管理運営費から（10）可燃物処理運営費（公債費）までの総額2,298,328,000円をお願いするものでございます。前年度比224,032,000

円、率として8.9%減としております。一般廃棄物各処理施設の施設整備工事に起債を活用するなどして、分担金については総額で減ということになりました。(10) 可燃物処理運営費(公債費)につきましては、可燃物処理施設長寿命化事業に係る借入金の利子分でございます。(2) し尿処理運営費には下水道脱水汚泥の計画量超過分に係る分担金も含めております。平成30年度は美濃加茂市の超過分12,782,000円を含んでおります。(6) 研修館管理運営費分担金のうち研修館の指定管理料については、20,000,000円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を管内10市町村で人口割90%、均等割10%で按分していただきまして、残額27,580,000円については可児市に単独の分担金としてお願いいたします。なお、(8) 建設分担金(火葬場費)につきましては、歳出予算、目を区分しております火葬場費にて、新火葬場整備運営事業の建設費一括支払いを予定しており、起債充当できない部分に自主財源として充てるためをお願いするものでございます。これら分担金の算出基礎となる人口及び実績は、平成29年4月1日現在の人口及び平成28年度に搬入されました、し尿汚泥、可燃物、不燃物の実績を基にしております。分担方法については2に記載のとおりでございます。徴収方法につきましては、3期に分割して各々の期限までをお願いしたいと思います。めくっていただきまして2ページをお願いします。2ページには市町村別の分担金額の一覧を載せてございます。また、3ページから12ページまでは、それぞれの分担金について各市町村別人口割、実績割あるいは均等割金額を載せております。13ページは平成29年度との比較を一覧にしたものでございます。表右下の合計欄になりますが、市町村毎の分担金につきましても前年度と比較して、八百津町が増額、その他の市町村は減額ということになっております。市町村分担金につきましては以上でございます。

続きまして平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について説明します。お手元の資料4 平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算書の1ページをお願いします。一般会計の予算は次に定めるところによるということで、第1条は、歳入歳出予算の総額を5,216,185,000円と定めるものです。第2条は、新たに債務を負担する行為を定めるものです。第3条は、地方債を新たに起債することを定めております。第4条は、一時借入金の限度額を200,000,000円と定めるものです。第5条につきましては、人件費の流用ができる事項を定めております。次に4ページの第2表 債務負担行為をお願いいたします。これは可燃物処理施設における長寿命化事業の工事とその部材につ

きまして債務負担行為をお願いするものでございます。平成 31 年度に予定しております工事におきまして、焼却炉内のボイラー配管及びその周辺機器の更新を行うにあたり、作業環境として夏の季節を避けた 5 月頃に着手するというので、平成 30 年度中に本契約を締結して、予算執行につきましては平成 31 年度とするものでございます。さらに、この工事に伴う部材の製作におよそ半年以上要する部材がございまして、この部材につきましても平成 30 年度中、早期に本契約を締結したく、債務負担行為としてお願いするものでございます。次に 5 ページをお願いします。第 3 表 地方債でございます。新たに地方債の起債をお願いします。起債の目的は、可燃ごみ処理施設長寿命化事業を含みます一般廃棄物処理各施設整備工事と新火葬場整備運営事業の施設建設に伴います一括支払に充てます分につきましてもお願いするものです。限度額は、それぞれ第 3 表にある通りでございます。次に、7 ページ 歳入歳出予算事項別明細書総括表をお願いします。7 ページが歳入、8 ページが歳出のそれぞれ款ごとの金額の合計額は、5,216,185,000 円で、前年度予算額に対しまして、2,017,449,000 円、率にしまして 63.1%の増額となっております。この増額の大きな要因は、新火葬場の施設整備費の約 75%を一括払いするため、大きく増加しております。次に 9 ページをお願いします。歳入歳出それぞれの内容につきまして、説明いたします。まず歳入でございます。款 1 分担金及び負担金 目 1 一般経費分担金では、2,298,328,000 円となりました。各運営費別では、説明欄に記載のとおりで、先ほど説明しました市町村分担金の内容のとおりでございます。款 2 使用料及び手数料 目 1 衛生使用料は、説明欄に記載の各施設使用料を平成 28 年度実績で勘案しまして、前年度対比 6,203,000 円増額の 177,972,000 円といたしました。次に款 3 財産収入 目 1 財産貸付収入は、土地等の貸付け収入として 279,000 円を見込むものとししました。目 2 利子及び配当金は、財政調整基金の利子分として 680,000 円としました。これは基金運用利息を見込み、計上したものでございます。款 4 繰入金 目 1 財政調整基金繰入金は、平成 28 年度において入札差金などにより生じた歳出不用額を、一旦財政調整基金に積立て、それぞれの費目に充当するもの、また、新火葬場整備運営事業の建設準備として積立てた平成 29 年度の積立て分を取り崩し、建設費の一時払い金の自己資金に充てるため火葬場費に充当するものです。前年度と比較しまして 317,635,000 円増額の 432,261,000 円といたしました。款 5 繰越金につきましては、平成 29 年度予算から公債費の一時借入金利息計上分と予備費の合計額

が繰越されると見込んで4,000,000円を計上いたしました。11ページをお願いします。

款6 諸収入 項1 預金利子は歳計現金の運用利息を計上し、前年度同額の240,000円とさせていただきます。項2 雑入は、事業系可燃ごみ袋や資源缶・びん袋の販売代金のほか、鉄類・アルミ類・溶融メタルなどの資源売却や発電による売電代金、その他雑入を計上しております。それぞれ平成28年度実績を踏まえて、搬出量及び価格動向を勘案し売却代金を見込みました。総額で67,525,000円を計上し、前年度と比較して6,041,000円の増となっております。款7 組合債は、第3表地方債で説明しましたとおりでございます。以上、歳入について説明させていただきました。

続きまして、歳出について説明しますので、12ページをお願いします。款1 議会費は、総額95,000円です。次に款2 総務費です。12ページから15ページになります。

項1 総務管理費は、総額153,288,000円です。平成29年度比は348,260,000円の減額となっておりますが、主な理由は、人件費の減と平成29年度に新火葬場整備運営事業の積立金323,500,000円を計上していたものによる差でございます。15ページ下段、項2 監査委員費は、総額28,000円で平成29年度と同額でございます。16ページをお願いいたします。款3 衛生費です。項1 清掃費 目1 し尿処理費は、16ページから17ページになりますが、総額で332,337,000円でございます。前年度比566,000円の減となっております。次に17ページから19ページ目2 可燃物処理費は、総額では1,721,779,000円で、平成29年度比で23,787,000円の減となっております。これは工事請負費の減によるものが主な要因です。節11 需用費で18,795,000円ほどの増額となっておりますが、これは、灰溶融時に使います電極棒が単価高騰となった影響です。節15 工事請負費は、前年度比186,344,000円の減となり、逆に節16 原材料費は、127,262,000円の増となっております。これは、長寿命化工事に係る部材を先行して購入するために、付け替えた形となっております。この分を差し引きしても工事請負費は、55,000,000円程の減となっております。先行して購入する関係で、先の12月議会の平成29年度予算補正議案で債務負担行為を追加していただきまして、部材購入の契約手続きを進め、議案第10号で議決をお願いするものでございます。19ページをお願いします。目3 不燃物処理費は、総額では224,441,000円です。前年度比1,227,000円の増でございます。20ページ下段をお願いします。目4 公園管理費につきましては、総額では17,358,000円です。平成29年度比1,333,000円の増は、樹木管理業務の委託料が

労務単価増にともない増額となったためです。21 ページをお願いします。目 5 研修館管理費につきましては、総額では 57,518,000 円で平成 29 年度比 2,120,000 円の増です。体育館南面の外壁補修工事と体験館前駐車場等の舗装補修工事による工事費の増によるものでございます。21 ページ下段から 23 ページにかけましての項 2 斎場費 目 1 斎場管理費につきましては、総額では 91,843,000 円で平成 29 年度比 14,116,000 円の減となっています。これは人件費の減と、節 19 負担金で平成 29 年度中に、美濃加茂市へ新火葬場上下水道敷設に係る負担金を支払いました分が減額となったことによるものです。続きまして目 2 火葬場費でございます。本目は平成 30 年度から新たに計上するものでございまして、新火葬場整備運営事業及び本事業に係る敷地内消火栓設置工事並びに土地の交換差金に係る公有財産購入費を計上しております。財源となります新火葬場整備運営事業の地方債につきましては、第 3 表地方債にてお願いしたとおりでございます。その下、款 4 公債費につきましては、緑ヶ丘クリーンセンター汚泥再生処理施設の建設に係る償還元金 79,899,000 円、利子 900,000 円は平成 30 年度が最終の償還となっております。その他、平成 29 年度の可燃ごみ処理施設長寿命化工事借入分の利子 2,000,000 円、一時借入利子 2,000,000 円を計上しております。24 ページをお願いします。款 5 予備費は、平成 29 年度と同額の 2,000,000 円を計上しております。続いて 25 ページより給与費の明細書でございます。1 の特別職につきましては、長等 2 名、議員 20 名、その他 14 名がありますが、その他の方は、情報公開・個人情報事務に関する審査委員 5 名、わくわく体験館の指定管理に関する評価委員 7 名、監査委員 2 名で、合わせまして 14 名となっております。26 ページの 2 の一般職につきましては、平成 29 年度と比較しますと、3 名の減で 31 名となっております。退職者 7 名に対し再任用職員 4 名の差となっております。27 ページの給与、職員手当の増減につきましては、主に人事院勧告に伴うものや昇給昇格、職員人事異動等によるものでございます。とびまして 31 ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。平成 29 年度までにご承認いただいております 2 件に、平成 31 年度の可燃ごみ処理施設長寿命化工事とその工事部材につきまして債務負担を追加するもので、第 2 表債務負担行為にてお願いいたしましたとおりでございます。32 ページは地方債の現在高及び見込みに関する調書でございます。平成 29 年度末現在高 393,599,000 円に、平成 30 年度に起債 2,234,900,000 円を見込みまして、最終年度となります汚泥再生処理施設償還分

79,899,000円を差し引きまして、平成30年度末現在高見込額は2,548,600,000円の見込みとなります。以上、平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算につきましてご説明申し上げました。分担金と合わせまして、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。これより、議案2件のうち、まず議案第2号「平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号「平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について」は、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号「平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号「平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について」は、原案のとおり決しました。

【議案第4号】 【議案第5号】 【議案第6号】 【議案第7号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第9 議案第4号「可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正する条例の制定について」から日程第12 議案第7号「可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について」までの議案4件を一括議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案第4号から第7号までにつきましては、情報公開・個人情報保護条例の関係ということで、一括で説明させていただきます。説明の都合上、まず議案第5号「情報公開条例の制定について」から説明します。議案書6ページをお願いします。議案第5号「可茂衛生施設利用組合情報公開条例の制定について」です。組合情報公開条例を新規制定するものでございます。組合ではこれまで情報公開条例を制定しておりませんでしたので、昨年度から文書管理体制の整備を進めてまいりまして、それが概ね整ったため、新規制定することといたしました。内容的には、第1条で条例の目的を定めています。第2条で実施機関は管理者、監査委員、組合議会とします。第3条で費用負担に関して、閲覧に係る手数料は無料としまして、写しの交付については手数料徴収条例に定める手数料と写しの送付に係る費用を負担することとしております。第4条で審査請求の手続きに関して、審査請求については審理手続きを行わないで、可茂衛生施設利用組合行政不服審査会に諮問することとしております。第5条で、その他の事項については可児市情報公開条例の例によることとして定めさせていただきます。条例施行日は、7月1日でございます。

続きまして、議案第6号「可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例の制定について」説明します。議案書8ページをお願いします。組合情報公開条例の新規制定に併せまして、個人情報保護に関する条例についても新規制定するものです。内容的には、情報公

開条例と同様に、第2条、実施機関について、第3条、費用負担について、第4条審査請求の手続きについて定め、第5条で、その他の事項については、罰則規定も含めまして、可児市個人情報保護条例の例によることとして定めています。条例施行日も、同じく7月1日でございます。

続きまして、議案第4号について説明します。議案書5ページをお願いします。

「可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正する条例の制定について」でございます。平成28年に制定した組合行政不服審査に関する条例を全部改正するものです。組合の情報公開・個人情報保護関連条例を新規制定することに伴いまして、組合独自に制定していたものを管理者の属する可児市の条例の例によることとして、全部改正するものです。本日、お手元に配布しました、参考資料1ページにあります可児市行政不服審査に関する条例第2条をご覧くださいますと、組合の現行条例は、下線のない部分と同様に、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、当該法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するためとしている審査会設置理由に、下線部分の情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に応じ調査審議することともなります。そのため、改正前は、事件ごとに設置することとしていた行政不服審査会を常設することといたします。また、参考資料2ページの条例第8条にありますとおり、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に係る審査会の調査審議の手続きについてが、項目として新たに入る部分となります。この条例施行日についても、7月1日とさせていただきます。

続きまして、議案第7号について説明いたします。議案書10ページをお願いします。

「可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について」です。組合情報公開条例及び個人情報保護条例の新規制定に伴い、制定するもので、内容的には可児市の条例の例により定めておりますので、お手元の参考資料3ページ可児市の条例をご覧くださいますと、第2条で、この審査会の所掌する事務は、情報公開及び個人情報保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申するほか、実施機関に対し意見を述べるものとしております。その他の内容は、組織、委員、会議などについて規定をしております。条例施行日は、これも7月1日でございます。以上4件でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。これより、議案4件のうち、まず議案第4号「可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号「可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号「可茂衛生施設利用組合情報公開条例の制定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号「可茂衛生施設利用組合情報公開条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号「可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例の制定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号「可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号「可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号「可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

【議案第8号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第13 議案第8号「可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書11ページをお願いします。議案第8号「可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。条例趣旨を定める第1条に第2項を追加して特殊勤務手当の定義を明確にいたしました。また、12ページ左側、改正前のところになりますが、第4条、第5条について、施設管理の

外部委託化に伴いまして、火葬場での現業業務に従事する職員に月額 15 万円支給する火葬手当、夜勤の交替勤務手当 2,000 円などは、現在は組合職員が従事しない支給対象業務となっておりまして、こうした事項を整理し、廃止するとともに、第 3 条の衛生施設勤務手当として可茂聖苑に勤務する職員への支給など、所属による月額支給につきましても見直しを行い、特殊勤務手当の種類は、危険業務手当のみとしまして、12 ページ右側改正後のところにあります、第 2 条第 2 項に規定する業務に従事した場合のみに支給することとし、月額 350 円の支給に改めるものでございます。条例施行日は、4 月 1 日でございます。以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。これより、議案第 8 号「可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 号「可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

【議案第 9 号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第 14 議案第 9 号「可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正

する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書 14 ページをお願いいたします。議案第 9 号「可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。情報公開・個人情報保護関連条例の新規制定等に伴いまして、手数料徴収条例を一部改正するものでございます。まず、第 4 条手数料の免除の規定で、第 4 号は、管理者という文言を条文に加えまして、「その他、管理者が必要と認めたとき」という語句の整理をします。次に、15 ページになりますが、情報公開・個人情報保護条例の施行に関連する、写しの交付に係る手数料を別表の 2 の項のとおり定めるものです。コピー代金として A 3 以下 1 面白黒 10 円、カラー 20 円とします。電子的記憶媒体として CD-R に複写したものが 140 円、DVD-R に複写したものが 160 円としております。また、16 ページの別表の 3 の項には、現在は無料としている火葬執行証明書の再発行及び諸証明発行につきまして 1 件 300 円で、併せて新規に定めるものです。条例施行日は、7 月 1 日でございます。ただし、別表の 3 の項の再発行及び諸証明の発行の部分は 4 月 1 日からとさせていただきます。以上でございます、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。これより、議案第 9 号「可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 号「可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

【議案第 10 号】

○議長（佐曾利 敏 君）

次に、日程第 15 議案第 10 号「財産の取得について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書 17 ページをお願いします。議案第 10 号「財産の取得について」説明します。平成 30 年度可燃ごみ処理施設長寿命化工事に必要な部材購入に係る議決をお願いするものでございます。平成 30 年度可燃ごみ処理施設長寿命化工事のうち、工事施工が可能なのが、毎年 11 月に行います施設を全部停電させて点検を行う期間内に限られるのがあります。その工事に必要な特注部品が含まれるため、長期間の製作期間を要する部材に合わせまして、部材を先行発注するものです。契約方法は、随意契約です。契約

金額は、123,984,000円、契約の相手は、日立造船株式会社 中部支社 支社長 金谷孝之でございます。以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐曾利 敏 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

質疑なしと認めます。これより、議案第10号「財産の取得について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（佐曾利 敏 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第10号「財産の取得について」は、原案のとおり決しました。

【議了宣告】

○議長（佐曾利 敏 君）

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長〔挙手〕。

○議長（佐曾利 敏 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

ただ今は、可茂衛生施設利用組合がご提案申し上げました案件につきまして、ご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。

今後とも、地元の皆様のご理解をいただきながら、管内市町村の皆様と緊密な連携を図り、組合事業を推進してまいりたいと考えております。皆様方の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【閉会宣告】

○議長（佐曾利 敏 君）

これをもちまして、平成30年第1回可茂衛生施設利用組合議会定例会を閉会いたします。

【閉会】 午後3時20分